



鳥取県公報

平成 22 年 9 月 7 日 (火)
第 8 2 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (538) (福祉保健課) . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (539) (〃) 2
	基本測量の実施 (540) (技術企画課) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (541) (会計指導課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (542) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (543) (〃) 4
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 4

告 示

鳥取県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
合同会社花水木	鳥取市叶一丁目5-20	デイサービス花水木	鳥取市叶一丁目5-20	平成22年8月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
合同会社花水木	鳥取市叶一丁目5-20	デイサービス花水木	鳥取市叶一丁目5-20	平成22年8月31日

鳥取県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成22年8月5日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人和貴	西伯郡大山町押平747-1	よろず承り処かざき	西伯郡大山町押平747-1	小規模多機能型居宅介護	平成22年8月1日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨909-1	小規模多機能ホームつばき	倉吉市余戸谷町3051-2	〃	〃
株式会社笑和	米子市富益町4413-15	デイサービス笑家	米子市彦名町4500-73	通所介護	平成22年9月1日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人和貴	西伯郡大山町 押平747-1	よろず承り処 かずき	西伯郡大山町 押平747-1	介護予防小規模多機能 型居宅介護	平成22年8月1日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町 根雨909-1	小規模多機能 ホームつばき	倉吉市余戸谷 町3051-2	〃	〃
株式会社笑和	米子市富益町 4413-15	デイサービス 笑家	米子市彦名町 4500-73	介護予防通所介護	平成22年9月1日

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園 331-1	アロハ居宅介護支援センターあずま園	東伯郡湯梨浜町水下 166-1	平成22年8月9日

鳥取県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年9月6日から平成23年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市
米子市
岩美郡岩美町
八頭郡智頭町
八頭郡八頭町
東伯郡三朝町
東伯郡湯梨浜町
東伯郡琴浦町
日野郡日野町

鳥取県告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
第54回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局文化政策課

課長補佐 安養寺 博

主幹 大呂 英樹

副主幹 野坂 明正

3 委任期間

平成22年9月5日から同月10日まで

鳥取県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
あしかわ合同会社	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	平成22年9月1日	訪問介護
株式会社くれよん	くれよん	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	訪問入浴介護

鳥取県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
あしかわ合同会社	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	平成22年9月1日	介護予防訪問介護
株式会社くれよん	くれよん	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	介護予防訪問入浴介護

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成22年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成22年11月12日(金) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎 4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

3 受験申込手続

受験願書(写真(縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。))とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。)及び受験票(カラー写真をはり付けること。)を、平成22年9月10日(金)から同年10月8日(金)までの間に県土整備部治山砂防課又は住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、平成22年10月8日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課又は各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、県土整備部治山砂防課又は各総合事務所県土整備局に問い合わせること。